

正 誤

ページ	行	誤	正
一六九	改正前欄	第四十九条	第四十九条
一七二	改正後欄	周波数帯	
一七三	改正後欄	周波数帯	
一七三	改正後欄	周波数帯	
一八四	改正後欄	通信を行うもの	通信を行うもの

令和六年九月三十日（号外第二百二十七号）総務省告示第二百八十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち二・三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件の一部を改正する件）（原稿誤り）

一六四 — 改正前欄 (一) 五一 — (二) 四一

令和六年九月三十日（号外第二百二十七号）総務省告示第二百八十五号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカルGの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件）（原稿誤り）